

現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大台町(以下「町」という。)が発注する工事の現場代理人について、建設工事請負契約書の条項第10条第4項の規定による工事現場への常駐義務の緩和を行う場合についての取扱いを定めるものとする。

(条件)

第2条 次に掲げる各号の条件をすべて満たす工事については、別記様式により監督員の承認を得たうえで、合計で3件まで兼任を認めるものとする。ただし、総務課において発注する工事に限る。

(1) 町の発注工事であること。

(2) 請負金額が2,500万円未満であること。

(3) 兼務する工事の職務について支障がないこと。

(4) 兼務する工事現場間で通信手段が確保されていること。

(兼任を認めない場合の取扱い)

第3条 前条の規定を満足する工事であっても、災害復旧工事等の緊急性を伴う工事で、本要綱を適用することが適当でないと判断される場合は、常駐義務の緩和を認めないものとする。

(兼務の解除指示)

第4条 第2条の規定により兼務を認められた工事で、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、町は兼務の解除を指示できるものとする。

(1) 設計変更により第2条第2号の条件を満たさなくなったとき。

(2) 工事施工中、安全管理及び工程管理が不十分と判断し、改善の指示を行ったにもかかわらず改善されないとき。

2 前項第1号の規定により兼務の解除指示があった場合、請負金額が小さい工事の現場代理人について選任変更を求めるものとする。

3 第1項第2号の規定により兼務の解除指示があった場合、契約日が後の工事の現場代理人について選任変更を求めるものとする。

4 請負者は前2項の規定により兼務の解除を指示された場合、建設工事請負契約の条項第10条第2項に基づき、現場代理人を適正に配置しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

大台町長 様

（受注者）住所又は所在地
商号又は名称
及び代表者名

印

現場代理人兼務申請書兼承認書

大台町発注の下記工事について、現場代理人を兼任したいので申請します。
記

現場代理人概要

氏 名	
連 絡 先	

工事1（既契約工事・今回契約工事）

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
職務上支障の有無	
通 信 手 段	

工事2（既契約工事・今回契約工事）

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
職務上支障の有無	
通 信 手 段	

工事3（今回契約工事）

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
契 約 金 額	
職務上支障の有無	
通 信 手 段	

監督員承認欄（大台町処理欄）

上記の兼務申請については承認します。

工事1 監督員	工事2 監督員	工事3 監督員

作成部数は、兼務する工事の数分を作成してください。

提出は、既契約工事分は監督員へ1部、今回契約分は契約時に総務課へ1部提出してください。